

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
1	代表団体	副総括事業代表者を複数名選出することは問題ないか。	問題ない。
2	代表団体	「事務管理責任者」はコンソーシアム事務局の事務局責任者か、それとも代表団体の会計部長や課長が適切か。	確定検査に対応する人物となるので、代表団体の経理責任者が適切。
3	代表団体	代表団体として2つのプロジェクトを申請することは可能か。	一つの団体が代表団体として複数の申請を行うことはできない。代表団体が他のコンソーシアムに参加団体として入っている分には可能。ただし、申請の内容が同一であれば不可。
4	代表団体	本年度中に立ち上げる予定の団体が代表団体になることは可能か。	法人格を有し、弊社および参加団体と委託契約を締結することが可能であれば、代表団体になることは可能である。ただし、当然、契約締結及び事業開始は団体設立後となる。
5	代表団体	企業保険者が代表団体になることは可能か。	健康保険組合は、健康保険法第9条に法人格を有すると明示してあるため、代表団体となることは可能。
6	参加団体・協力団体	代表団体と参加団体の間で締結する委託契約の内容に指定はあるのか。	原則NTTデータ経営研究所と代表団体の間で締結する委託契約の内容と同じものにしてもらう。 契約内容案については資料4契約書(案)を参照頂きたい。
7	参加団体・協力団体	公募要領p6では、「代表団体と事業等に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含まれない」とされているが、「契約等」の「等」はどのようなことを想定しているのか。	前例は少ないものの、公的な機関を再委託先として事業を実施し、代表団体と共同で報告書を作成するが、再委託費の支払いは発生しない(委託費用の授受を伴う契約を締結しない)というような場合がある。その場合でも、コンソーシアムの構成メンバーとして「機密保持契約」等を文書で取り交わすケースが見られるので「契約等」とした。すなわち、委託費用(再委託費)の計上が0円の参加団体であっても、コンソーシアムの構成メンバーから除外しなければならないというものではないが、その場合にはコンソーシアムの組成に関し、契約と同趣旨の合意文書を取り交わしていただくことが望ましい。
8	参加団体・協力団体	外注先と再委託先の違いはなにか。	コンソーシアムのメンバーとして申請の段階から代表団体と共に支出計画を提出するのが参加団体。外注先は、業務内容が決まっていれば、相手先未定のままで申請提出して構わない。
9	参加団体・協力団体	協力団体への支払いが発生する場合、費用は外注費となるのか、もしくは再委託費となるのか？あるいは、協力団体については、いかなる経費も発生しないものとするのか？	本事業においては、代表団体から参加団体への支払いについては「再委託費」に、また、代表団体から協力団体への支払いが発生する場合は「外注費」に計上されたい。

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
10	参加団体・協力団体	参加団体の数や再委託費の比率に上限はないのか。	代表団体は委託費総額の5割以上を外注費とすることができないが、再委託費は5割を超えても可。 (補足) 再委託と外注の大きな違いとして、確定検査の有無がある。代表団体は事業終了時に再委託先(参加団体)に対して額の確定のための検査を行う必要があるので留意されたい。
11	参加団体・協力団体	公募要領p15に「外注費は委託費総額の5割未満とする」とあるが、同じp15の下から12行目には「再委託(業務請負契約や外注契約等も含む)」との記載もある。再委託費もここでいう「外注費」に当たり、委託費総額の5割未満とする必要があるのか。	再委託費については委託費総額の5割未満との制限は無く、事業費内の「外注費」が5割未満であればよい。なお、提案段階では、代表団体の外注費が5割未満であることを見積書によって確認するが、再委託費の詳細内容(参加団体の見積内訳)までは提出を求めないので、参加団体からの外注費の支出有無については特に確認しない。ただし、採択決定後にはそれらの詳細を確認して精査することとなる。再委託先からの外注比率が過大な場合には、公募の趣旨に照らして再検討していただく。
12	参加団体・協力団体	代表団体から協力団体に対して支払いをおこなう場合、経費区分・科目はどこに該当するのか。	自治体が協力団体である場合などは経費が発生しないことになるが、経費の支払いが必要な相手先であれば「外注費」となる。なお、外注先の選定にあたっては原則として3社見積もりをとっていただく。
13	参加団体・協力団体	公募要領の重複応募・重複事業参画について。参加団体は複数事業に関わることができるかとあるが、その条件について知りたい。	まったく別内容のプロジェクトに参画するのであれば可能。その場合は、判別可能な表現で記載いただきたい。審査での判断となる。
14	参加団体・協力団体	代表団体の委託契約先である参加団体にて費用が発生しない場合、(様式6)誓約書の提出は必要か？	不要である。 本公募では、代表団体から費用の支払いがある委託契約先を「参加団体」として考えている。
15	参加団体・協力団体	大学医学部は参加団体として参画可能か。	法人格を有し、代表団体と委託契約を締結可能な団体であれば、参加団体として参画可能である。
16	参加団体・協力団体	大学にバイタルデータの評価を依頼する場合、どの経費区分に該当するのか。	参加団体であれば、再委託費として計上し、さらに参加団体である大学の方で支出計画を作成することになる。

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
17	参加団体・協力団体	代表団体から参加団体として参画予定の大学医学部に分析等を発注しようと考えている。 もし、大学医学部が参加団体になれない場合、他の参加団体から大学医学部に分析等を発注することは可能か。	可能であるが、その際は、参加団体と大学医学部が再委託または外注契約を締結できる事が前提である。
18	参加団体・協力団体	参加団体にNPOが2団体入る予定だが、NPOは基本無報酬なので人件費が発生しない。稼働の際の旅費等は支出可能か。	支出できる。NPOの旅費規程に基づき、本事業に係る旅費支出を行った場合は、支払対象となる。
19	参加団体・協力団体	協力団体として、複数の代表団体、参加団体に紐づくかたちでコンソーシアムを支援することは可能か。	可能である。
20	参加団体・協力団体	提案書のp14で団体内の従業員等に対する健康増進とあるが、参加団体となる研究団体には福利厚生を担う組織がない。どのように記載すればよいのか。	個々のメンバーから福利厚生状況を聞き、分かる範囲で記載するように。
21	事業費	事業費の下限はあるのか。	要件を満たす事業計画であれば、下限はない。
22	事業費	財務諸表は、貸借対照表と損益計算表の両方提出するのか。	両方提出する。
23	事業費	財務諸表は有価証券報告書で構わないか？	構わない。
24	事業費	人件費の単価算出根拠資料は採択決定後の契約締結時に提出で問題ないか。	問題ない。ただし、提案時の費用見積もりにおいても、経済産業省大臣官房会計課『委託事業事務処理マニュアル』に記載されている人件費時間単価の算出方法に沿って積算いただきたい。
25	事業費	事業期間中に、NTTデータ経営研究所から代表団体に一部委託業務経費を支払ってもらうことは可能か。	事業期間中の一部支払いへの対応を行う予定はない。 事業期間中は、METIからNTTデータ経営研究所へ一部支払いを行う予定はなく、弊社から代表団体に支払うための原資の確保が難しいため。  なお、代表団体は事業期間中に参加団体に委託費用、外注費用等を支払わなければならないので、資金繰りには注意されたい。
26	事業費	3月上旬に確定検査とあるが、代表団体が再委託先に対して実施する確定検査と、代表団体が受ける確定検査がある。時期はずれるのでは？	代表団体から再委託先に対する確定検査は、1月下旬～2月中旬頃に契約期間が終了し、その後、2月下旬までに実施することになる。

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
27	事業費	有料サービスを実施したら、人件費等は計上できないのか。	有料サービスの提供ではなく、たとえば設計開発であれば可能。サービス提供者の人件費は支出できない。サービス提供が始まった後の借料も支出不可。支出計画を見た後に相談を受ける。
28	事業費	収支計画に記載されるサービス収入に係る部分は委託事業費の対象外か。	対象外である。
29	事業費	実際の検証に不可欠な事業協力者への賃料や協力謝金または外注費等については、利用者からもらうサービス料に含まれるものではないので(”二重取りには当たらない”)、本事業において計上することは可能か。	有料サービスに対応する費用でなければ、支出は可能である。 ただし、事業協力者に賃料や協力謝金という名目での支出は本事業においては、認められない。事業協力者については、再委託契約を締結または、外注契約を締結してもらう必要がある。なお、再委託契約についても、公募要領において示している以下の区分(人件費、事業費、一般管理費)で計上可能な科目のみとなっているので留意頂きたい。
30	事業費	機器開発にかかる費用はどのように計上すればよいか。	自社で開発を行う場合、人件費を計上することは可能である。 他社に開発を依頼する場合、委託契約を締結しているときは再委託費用、請負契約を締結しているときは外注費で計上することが可能である。
31	事業費	従業員をこの事業と他のビジネスに従事させる場合、どのように人件費を計上すればよいのか。	業務日誌上で区分して稼働時間を記録し、当事業での稼働分のみを精算するように。 (補足) 出向者の人件費について。出向元が給与を負担している場合など、申請団体が自ら支出していない人件費は当事業での精算対象とはならないので注意が必要。
32	事業費	一般の業務において無報酬のNPO法人役員等の人件費に関する考え方を教えてほしい。	一般の業務においてこれまで無報酬のNPO法人役員等に関して、本事業で報酬を計上する予定がある場合、(本事業のための特別な報酬規定ではなく、)一般の業務で適用する報酬規程を整備し、それとの整合性を担保したかたちで費用を計上すること。 なお、NPO法人から役員への報酬は当事業の事業期間内に支払いを完了しなければならない一方で、弊社からNPO法人への委託費の支払いは、事業完了後の確定検査後になるので、資金繰りには注意頂きたい。

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
33	事業費	公募要領にて「外注費は委託費総額の5割未満とすること」が規定されているが、この”外注費”とは代表団体の外注費を意味しているのか、代表団体と参加団体の外注費の合計を意味しているのか。	前者である。
34	事業費	バイタルデータの評価をすとなると消耗品が必要だが、経費区分ではどのように入れるのか。	今回の事業では消耗品を認めていないので、一般管理費等でご対応いただくこととなる。
35	事業費	サービスを提供するときに必要なもの、例えば化粧サービスにおける「化粧品」などの消耗品は計上することができるのか。	消耗品の計上は今回の事業においては認められていないので、一般管理費等でご対応いただくこととなる。
36	事業費	実証には消耗品への支出がどうしても必要なのだが。	消耗品は事業費費目にはないので、一般管理費からの支出となる。
37	事業費	自社製品を調達する場合において、自社のみならず、「関係会社からの調達分」についても利益相当額を排除しなければならないのか？	今年度からの経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」の改定により、従来は必要とされていた100%子会社・関係会社からの調達分に対する利益等排除が、今後は不要となった。したがって、自社製品を調達した場合にのみ、利益相当額の排除をおこなうことで差し支えない。
38	事業費	自社製品を調達する場合、コンソーシアム代表団体や参加団体が利益相当分を計上していないことを裏付けるための原価証明には、どのような資料が必要か？	可能であれば、企業内で原価計算を行う際に使用している資料等を確認させて頂くことになる。 当該資料の確認が難しい場合は、例えば、企業の決算書類から売上総利益(粗利益)率や営業利益率が把握できるので、それらのデータを用いて利益相当分を排除する。もしくは、その他適切な数字があればそれらをケースバイケースにて代用し、利益相当分を算定する。 利益等排除の考え方については、「経済産業省 委託事業事務処理マニュアル」のP4を参照頂きたい。 <a href="http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf">http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf</a>

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
39	事業費	グループ会社間で資産機器をレンタルする場合、その費用は計上可能か。	可能である。 ただし、利益等排除を行うこと。利益等排除の方法は、「経済産業省 委託事業事務処理マニュアル P4」を参照頂きたい。 <a href="http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf">http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf</a>
40	事業費	事業にて、Web広告・広報を実施することは可能か。 可能な場合、広告・広報の費用計上は可能か。	無料トライアルサービスを実施する上でWeb広告・広報を実施することについては問題ない。 Web広告・広報の製作・維持・管理等を他の企業に外注する予定であれば外注費として計上する。
41	事業費	被験者に対する謝金を費用として計上できるか。	できない。 本事業では被験者への謝金は想定していない。
42	事業費	個人事業主に対する支払いの費用は計上可能か。 外注費として計上することは規則上できないので質問した。	可能である。 謝金として費用を計上する。
43	事業費	通信回線やサーバー、ASP等を外部機関から借りる場合、費用として計上可能か。	可能である。 事業期間中にそれらの機器等を借りる場合には、借料として計上できる。
44	事業費	イベントスペースの使用料は計上可能か。	可能である。 他社のイベントスペースを使うのであれば借料として計上できる。
45	調査計画	様式2の「実施テーマが幾つかにまたがることになるが。	複数記載は可能。
46	調査計画	実施テーマが(i)と(ii)にまたがる内容の申請も可能か？	可能だが、実施テーマ毎にそれぞれの事業内容を分けて記載すること。 特に、実施テーマ(iii)については、認証機関としての体制構築にまで至らず要件を満たせないということの無いよう留意されたい。
47	調査計画	エビデンスを得る場合の適切なn数はいくつ程度か。	目的によってn数や研究デザインは異なる。統計専門家等の意見を入れて計画をたてるように。

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
48	調査計画	サイエンスとしてどのような構築をすればよいか、という指針があれば教えていただきたい。	目的によってn数や研究デザインは異なる。統計専門家等の意見を入れて計画をたてるように。
49	調査計画	事業開始が年度後半の予定で、十分な評価期間を確保できないのだが、成果が出れば採択に値するか。	採択に値するか否かは、提案書の内容で判断する。
50	調査計画	必要なエビデンスを得るために1年間臨床研究をすると思うが、1年経過後も独自予算でフォローアップ研究が必要。実施期間後の展開についても申請に記載してよいか。	むしろ全体像があった方が、より提案の真意が伝わりやすくてよい。
51	申請	評価委員会のメンバーはどのような方々か。	主に医療関係の有識者を始め、各界の有識者で構成される。氏名等は公表できない。
52	申請	様式1(公募申請書)、様式4(見積書)、様式6(誓約書)に記載する代表者名と押印は統一すべきか。また、代表者名、押印、は権限が委任されている者の名、押印でも問題ないか。	様式間の整合をとるため、統一すべき。権限が委任されている者の名、押印で問題ない。
53	申請	事前に審査書類に不備がないか、チェックしてもらうことは可能か。	できない。応募者自身で注意して漏れがないようにしてほしい。
54	申請	応募書類の提出の形式として「持ち込み」は認められるか。	認めない。郵送または宅配便で応募書類を提出すること。
55	申請	応募に際してeRadの申請は必要か。	必要ない。
56	申請	見積書の様式を変更しても問題ないか。	枠が小さい場合には、枠を広げても問題ない。計上科目の区分、科目については、追加や修正等を行ってはならない。
57	申請	参加団体の見積書は応募書類に含まれるのか。	含まれない。5/8時点で必要となる見積書は、代表団体のものだけである。各参加団体の見積書は採択後に提出してもらう。
58	申請	副本には正本の捺印コピーが必要か。	必要である。正本をコピー(白黒・カラーどちらでも可)したものを副本として準備して頂きたい。

平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等):公募に関するQ & A

NO	トピック	質問内容	回答内容
59	事業開始後	採択後必要となる書類にある「一般管理費率計算書」・「人件費単価算出根拠資料」とはどのような資料か。	「経済産業省 委託事業事務処理マニュアル」を参照頂きたい。 <a href="http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf">http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf</a>
60	事業開始後	10月と2月に評価委員会が予定されているが、報告書などの提出は必要か。	事務局から様式を提示して進捗や成果・課題等について報告をいただくことを想定している。なお、一部のコンソーシアムについては評価委員会の場で発表形式による報告もしていただく予定。 また、成果報告書は別途事業終了時に提出いただくことになるのでご留意いただきたい。
61	事業後	成果は公表されるとあるが、どんな範囲まで公表されるのか。	基本的に公表するのは報告書の内容であるが、TVや雑誌等の取材も想定されることから、前向きにPRを検討頂きたい。なおビジネスに支障が出るような情報までは公表する必要はない。
62	事業後	開発した製品やサービス等の知的財産権はどこに帰属するのか。	知的財産権の帰属は採択後にNTTデータ経営研究所と代表団体の間で締結する委託契約を通じて受託側に帰属するものとするのが可能である。もちろん代表団体と参加団体間で締結する委託契約にも同様の事項を契約内容に記載すれば、知的財産権の帰属を参加団体にすることも可能である。  詳しくは資料4契約書(案)第23条以降を参照頂きたい。